

## 心身障害者(児)福祉年金支給

令和6年9月1日現在、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちで、今治市住民基本台帳に記載されている方に、今治市心身障害者(児)福祉年金を支給します。  
※手帳の有効期限切れにご注意ください。

### 支給金額

年額	区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
8,000円		1級	A	1級
		2級		2級
6,000円		3級	B	3級
		4級		
		5級		
		6級		

■口座振込 11月21日(木) ※指定の口座に振り込みます。

■窓口払い 12月2日(月)～20日(金)  
※案内通知に記載している支払い場所

■窓口払いの時にお持ちいただく物

- 認め印
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- 案内通知(本人以外の場合、委任状欄に必ず署名が必要です)

■問合せ 障がい福祉課  
TEL 0898-36-1527  
FAX 0898-32-5267  
または各支所

## ひとり親家庭 児童扶養手当に関する大切なお知らせ

令和6年11月1日から児童扶養手当法の一部が改正され所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

### (1)所得限度額の引き上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて手当の全額を支給する「全部支給」、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、その判定基準となる所得限度額が引き上げられました。

例えば、お子さん1人の場合、全部支給は160万円から190万円に、一部支給は365万円から385万円に引き上げられました(収入ベースによる算定)。  
※所得限度額は、ホームページで確認ください。



詳しくはこちら

### (2)第3子以降の加算額の引き上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

これまで

全部支給 6,450円  
一部支給 6,440円～3,230円  
※所得に応じて決定

令和6年11月分から

全部支給 10,750円  
一部支給 10,740円～5,380円  
※所得に応じて決定

令和6年11月分の手当から所得限度額および加算額の引き上げが適用されますが、同年11月分および12月分の手当については、支給月である令和7年1月に支払われます。

■問合せ こども未来課  
TEL 0898-36-1529  
FAX 0898-34-1145

## 新しい取り組み

## 「スケートボードが練習できる場」実証実験

利用者数の把握や、アンケートによるニーズ調査を行います。詳しくはホームページを確認ください。

■日時 12月1日(日) 9:00～16:00

■場所 市役所 駐車場

■留意事項

- 初心者の方向けの練習の場です。
- 市はケガ、紛失、盗難などの被害に関して一切の責任を負いかねます。
- 防護具の着用や、保険加入などの安全対策は各自の責任で行ってください。

■参加費 無料(申込不要)

■問合せ 公園緑地課  
TEL 0898-36-1563  
FAX 0898-22-1302



ホームページ



## 始まります!「ウッズスタート」 「木のおもちゃ(誕生祝い品)」の配布について

■対象 令和6年4月1日以降に生まれた市内に住所のある乳児

■配布時期 11月以降に中央保健センターまたは各支所で開催される4か月児健康相談時  
※対象者へ別途案内予定  
※4か月児健康相談がお済みの方は7か月児定例健康相談など(予定)

■問合せ ネウボラ政策課  
TEL 0898-36-1553



※写真はイメージです。